

平成 22年 4月 1日から二級・木造建築士の登録は、（社）滋賀県建築士会が行います。

滋賀県は、指定登録機関として（社）滋賀県建築士会を指定しました。

指定に伴い、今まで滋賀県土木交通部建築課で行っていた下記業務については、平成 22年 4月 1日から（社）滋賀県建築士会が行います。

- 1 名称 社団法人滋賀県建築士会
- 2 事務所の所在地 大津市におの浜一丁目1番18号
電話：077-522-1615
- 3 受付時間 9時00分～17時00分（土曜・日曜・祝日・正月盆休みを除く。）
- 4 ホームページ <http://www.kentikushikai.jp/>
- 5 主な業務内容
 - (1)二級・木造建築士免許登録（新規、変更、再交付等）
 - (2)二級・木造建築士名簿の閲覧
 - (3)二級・木造建築士登録証明書発行
 - (4)二級・木造建築士の住所等の届出受理
- 6 案内図



注 意

**二級・木造建築士登録
手数料は、従来の滋賀県
収入証紙ではなく**

**新規、変更、再交付等
郵便振替のみ**

登録証明書

現金のみ

の取扱となります。